

# 佛心の会 規約

## 第1条

本会の名称は「佛心の会」とします。

## 第2条

本会の事務所は下記の場所におきます。  
大阪府泉南郡熊取町小垣内 3-21-18 (株) 金田佛心社 内

## 第3条

本会は会員及び入会時登録した方（三親等まで）の葬祭施工等について、各種の特典を提供することによって、会員の利便をはかり、又、会員相互の文化活動など各種行事の企画を実施して、会員の豊かな生活設計の一助とすることを目的とします。

## 第4条

本会の会員及び入会時登録した方（三親等まで）は、会員証を提示することにより、下記の特典を利用できます。

- ① 一般葬儀費用の割引
- ② 佛心殿、金田花店での御利用券の使用ができます。但し換金及び、御利用時の釣り銭は提供できません。
- ③ 佛心殿各式場使用料の割引
- ④ 法要プランの割引
- ⑤ 会葬礼状、満中陰志等の印刷物の割引
- ⑥ 仏壇、墓石、霊園のご購入相談と紹介及び割引
- ⑦ ご葬儀時の宿泊施設の紹介及び割引
- ⑧ 親睦会等の開催時のご招待
- ⑨ ご葬儀に係る法律、税務、各種手続き等の相談サービス（一部有料の場合あり）
- ⑩ ご葬儀の生前予約、企画、お見積等の相談

## 第5条

本会の入会は本会の規約を確認のうえ、入会申込書に入会金を添えて手続きを済ませていただきます。

## 第6条

入会金は3万円とします（入会後は年会費、維持費など不要です）

## 第7条

入会金の払込方法は一括払い又は、10回分割払いのいずれかとします。

## 第8条

入会手続後、会員証を発行します。

## 第9条

会員の資格は、会員となった者だけに帰属し、それ以外の者に及ぶことはありません。  
尚、葬儀に関しては会員ご夫婦の三親等の方まで使用する事ができます。

## 第10条

会員が住所変更された時は、速やかに本会に通知しなければなりません。

## 第11条

会員は会員証を紛失したときは、請求によって再発行します（旧会員証無効）

## 第12条

下記に該当する場合は、それぞれ退会の手続きをとらせていただきます。

- ① 会員及び入会時登録された方が葬儀施工時、第4条①を受けたとき。
- ② やむを得ない事情（生活保護など）が生じた場合、又、特に本会が退会を認めたとき。
- ③ 天変地異など特殊な事情により、株式会社金田佛心社が葬儀施行できないとき。

## 第13条

第12条②③による退会の場合は、入会金を無利息にて全額返還します。  
また未使用の御利用券が残っている場合は返却していただきます。

## 第14条

会員権の譲渡は本会が特に認めた場合のほかはお断りします。

## 第15条

複数の会員から同一の葬儀に対して葬儀施工の申込があった場合は、一人の会員のみ権利を認め、一回の葬儀施行に対して一回の一般葬儀費用の割引をいたします。

## 第16条

入会を申込された方は、入会申込書（控）を受領した日を含む8日間は、本会に対して書面（封書、はがき）で入会の撤回をすることができます。この場合は、すでに払込まれた入会金は延滞なく全額返還します。